

## 福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じた上で事業を継続する福山市内の飲食店に対して、感染症拡大防止に必要な衛生用品購入及び店内の消毒作業を行った場合の外注費等に係る経費の一部を補助する福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人で、事業を営む者をいう。
- (2) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (3) 「飲食店営業許可1類」とは、広島県が定める食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（以下「条例」という。）第3条別表第三の一飲食店営業一類に定めるものをいう。
- (4) 「飲食店営業許可3類」とは、条例第3条別表第三の一飲食店営業三類に定めるものをいう。
- (5) 「喫茶店営業許可1類」とは、条例第3条別表第三の二喫茶店営業一類に定めるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、次に掲げる条件を満たす者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 法人においては、福山市内に本店又は支店がある者
- (2) 個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者
- (3) 飲食店の営業許可証の写しが提出できる者（飲食店営業許可1類、飲食店営業許可3類、喫茶店営業許可1類のいずれかを有し、客室があること）
- (4) 福山市の市税完納証明書が提出できる者
- (5) 福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）e ラーニングを受講

し、当該修了証を店内等に掲示している者

- (6) 広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内に掲示している者
- (7) 暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- (8) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる衛生用品の購入及び店内の消毒作業を行った場合の外注費等に係る経費とし、2020年（令和2年）4月1日から2021年（令和3年）3月10日までに購入及び支払が完了しているものを対象とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

（補助率及び補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の4分の3以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、上限を10万円、下限を1千円とする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）及び次の各号に掲げる必要書類を添えて指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象衛生費一覧（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 購入した用品等に関する支払が完了した事が分かる書類の写し
- (4) 補助金を入金する振込口座が記入された通帳等の写し
- (5) 福山市の市税完納証明書
- (6) 飲食店営業許可1類、3類又は喫茶店営業許可1類の許可証の写し
- (7) 広島県の「広島積極ガード店」のステッカーを店内に掲示していることが分かる写真等
- (8) 福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）eラーニングの修了証を店内等に掲示していることが分かる写真等
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の制限）

第7条 申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、同一年度内に同一費目について、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けてはならない。

2 本補助金への申請は、一事業者につき一回とする。

（補助金の交付決定及び交付額の確定）

第8条 市長は、第6条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、「補助金交付決定兼交付額確定通知書」（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の交付手続）

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、本補助金の交付確定額を指定の振込口座に入金するものとする。

（補助金の申請期間）

第10条 申請期間は、2021年（令和3年）2月1日から2021年（令和3年）3月10日までとする。

（変更の申請）

第11条 第8条の規定による通知を受けた者（以下「決定通知受理者」という。）が、補助金交付申請書兼請求書に記載した事項を変更するときは、第9条の規定による入金手続が完了するまでの間に、速やかに「事業内容変更・廃止承認申請書兼請求書」（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 第1項の承認を受けて、補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定を変更したときは、「補助金交付決定変更・廃止・取消兼交付額確定通知書」（様式第6号）によりその旨を決定通知受理者に通知するものとする。

（事業の廃止）

第12条 決定通知受理者は、補助対象事業を廃止する場合には、速やかに「事業内容変更・廃止承認申請書兼請求書」（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定の廃止をしたときは、「補助金交付決定変更・廃止・取消兼交付額確定通知書」（様式第6号）によりその旨を決定通知受理者に通知するものとする。

（交付決定及び交付額の確定の取消）

第13条 市長は、決定通知受理者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定による提出書類に虚偽があったとき。

(2) 補助対象経費の実態について不明確又は不正な点が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、「補助金交付決定変更・取消兼交付額確定通知書」（様式第6号）によりその旨を決定通知受理者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定及び交付額の確定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第15条 決定通知受理者は、規則第15条により補助金の返還を求められたときは、次のとおり、延滞金を納付しなければならない。

- (1) 決定通知受理者は市長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (2) 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(書類の様式)

第16条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)1月28日から施行し、2020年(令和2年)4月1日以後に行う第4条に規定する事業について適用する。